

会 長	事務局長	局長補佐兼係長

第 8 0 1 回

宿 毛 市 農 業 委 員 会 総 会

1. 日 時 平成 3 0 年 6 月 4 日 (月) 午後 1 時 3 0 分

2. 場 所 宿毛市役所 3 階 委員会室

3. 出席者 (1 7 名)

1 番 田村 磨利	2 番 山口 一晴	3 番 濱田 頼之
4 番 山本 欣史	5 番 岩本 誠司	6 番 小川 節美
7 番 澤田 誠規	8 番 今津 久雄	9 番 小島 久司
1 0 番 寺田 巧		

1 番 松本 功	2 番 保田 稔	3 番 川島 照久
4 番 西山 讓	5 番 細川 秀信	6 番 山本 大
7 番 浦田 久永		

4. 欠席者 (1 名)

1 1 番 羽賀 大透

5. 事務局等出席者

事務局長 岩田 明仁 事務局長補佐兼農地係長 小松 憲司
産業振興課農業振興係長 舩谷 心悟

6. 付議案件

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請審査について
議案第 2 号 農地法第 5 条許可申請審査について
議案第 3 号 宿毛市農用地利用集積について
議案第 4 号 宿毛市農業振興地域整備計画の変更について (諮問)

○議長 これより、第801回宿毛市農業委員会総会を開会いたします。
本日の「議事録署名委員」の指名を行います。「議事録署名委員」は、7番澤田誠規委員、8番今津久雄委員にお願いします。
なお、11番羽賀大透委員より宿毛市農業委員会規程第10条の規定による欠席の申出がありましたので、報告します。

○議長 これより議事に入ります。
議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。
事務局と委員より、議案の説明をお願いします。

○事務局員 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」ご説明いたします。
番号7番です。場所は3ページに位置図をつけております。大字二ノ宮位置図にありますように農地は地区内の4ヶ所に分かれており、あわせて15筆になります。

親から子への贈与で、取得後は、引き続き田では水稻を、また畑では季節野菜を作るとの計画が出されております。

本申請は双方から委任を受けた四万十市の毛利行政書士から提出されております。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

続きまして番号8番と9番です。こちらの内容は交換につき、一括してご説明いたします。

場所は4ページに位置図をつけております。大字二ノ宮。交換する農地2筆はいずれも二ノ宮から高石地区へ向かう途中、高石大橋を渡り市道沿いに広がる農地になります。

交換で、取得後は引き続き田で水稻を作るとの計画が出されております。

本申請は双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

今回の3条許可申請は以上になります。

○議長 続きまして、受付番号7番及び8番並びに9番について、二ノ宮地区担当の山本委員より説明をお願いします。

○山本委員 【議案書をもとに7番及び8番並びに9番朗読】

山本委員より発言。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はありませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」3件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、「議案第1号」の3件は、許可することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局長 議案第2号「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。
受付番号4番、所在地橋上町坂本、位置図は6ページになります。主要地方道宿毛津島線、坂本神社の手前をカーブした場所になります。
転用目的は、県道の沿線に位置し太陽光発電に最適な日照が得られるため、太陽光発電施設を設置しようとするものです。
農地転用に伴う、土地利用計画図、事業計画書等必要書類も添付されております。太陽光発電施設の設置に伴う農地の転用面積は845.00㎡。資金計画といたしましては、土地取得費100万円、太陽光発電施設設置費15,811,200円、自己資金16,811,200円万円です。
農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず「その他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。

続きまして、受付番号5番、所在地港南台の中央通り、右側の土地。位置図は7ページになります。

転用目的は、申請者は、現在、借家住まいのため、実家から近く宅地造成地内にあり建築条件に適合している申請地に親子間で無償の使用賃借権を設定し一般住宅を建築するものです。

農地転用に伴う、土地利用計画図、事業計画書等必要書類も添付されております。一般住宅の建築に伴う農地の転用面積は361.00㎡。資金計画といたしましては建築費3,000万円、自己資金0円、借入金3,000万円です。

農地区分につきましては、都市計画法による用途地域に指定されている区域内の農地で、第3種農地と判断されることより転用に支障なしと考えております。

続きまして、受付番号6番、所在地橋上町橋上、主要地方道宿毛津島線橋上生活改善センターの裏の土地。位置図は8ページになります。

転用目的は、申請者は、現在、実家に住んでいるが、結婚を機に実家の隣の申請地に親子間で無償の使用賃借権を設定し一般住宅を建築するものです。

農地転用に伴う、土地利用計画図、事業計画書等必要書類も添付されております。一般住宅の建築に伴う農地の転用面積は610㎡のうち、355.14㎡。資金計画といたしましては、土地取得費0円、建築費2,250万円、借入金2,250万円です。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず「その他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 続きまして、受付番号4番及び6番について、橋上地区担当の濱田委員より説明をお願いします。

○濱田委員 【議案書をもとに4番及び6番朗読】
濱田委員より発言。

○議長 続きまして、受付番号5番について、港南台地区担当の山口委員より説明をお願いします。

○山口委員 【議案書をもとに5番朗読】
山口委員より発言。

○議 長 事務局と委員より説明がありました。これに対するご意見、ご質問はありませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」3件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、「議案第2号」の3件は、意見を附して県に送付することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案書は9ページになります。今回の申請は再設定の1件です。
番号13番。利用権設定の終期に伴い再設定を行うものです。場所は大字戸内、北川地区。戸内川上流川沿いに広がる農地のうちの1筆になります。
地目は田で、引き続き水稲を作るとの計画が出されています。
農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている(別紙調査書)と考えております。
今回の利用権設定は以上です。

○議 長 続きまして、受付番号13番について、戸内地区担当の私の方から説明いたします。

○会 長 【議案書をもとに13番朗読】

会長より発言。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はありませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と認め市に通知することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとすることですので、「議案第3号」1件は、意見を附して市に通知することに決しました。

(産業振興課 舛谷係長 入室)

○議 長 続きまして、議案第4号「宿毛市農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。

産業振興課 舛谷係長より議案の提案をお願いします。

●舛谷係長 説明

○議 長 続きまして、除外の整理番号2番について、宇須々木地区担当の山口委員お願いいたします。

○山口委員 **【資料をもとに整理番号2番朗読】**
山口委員より発言。

○議 長 担当課と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問は

ございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

議案第4号「宿毛市農業振興地域整備計画の変更について」担当課からの説明と委員より1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と認め市に答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとすることですので、「議案第4号」1件は、市に答申することに決しました。

(産業振興課 舛谷係長 退室)

○議 長 続きまして、協議事項に入ります。

非農地の報告について、事務局と委員よりお願いします。

○事務局長 事務局より非農地証明についてご報告いたします。

番号6番。申請場所、所在地押ノ川。登記地目田1筆。地図の方は13ページになります。場所は、国道56号線をますや家具倉庫の前の道を左折し奥に入った土地で、狹隘（きょうあい）な農地のため平成12年頃から高齢により耕作放棄し雑種地となり現在に至る。左右の土地は昨年度1月の総会で非農地証明の適用となる。

続きまして番号7番。申請場所、所在地二ノ宮。登記地目畑3筆。地図の方は14ページになります。場所は二ノ宮橋を左折し、すぐの道を右折し直進した奥の土地で平成14年頃より耕作放棄し現在に至る。

続きまして番号8番。申請場所、所在地大島。登記地目畑2筆。地図の

方は 15、16 ページになります。場所の 172 番は大島地区の公園から奥に入った春日神社の前の土地で、平成 15 年頃から耕作放棄し原野となる。534 番は椰子の裏の道を奥に進んだ土地で、平成 2 年頃から耕作放棄し山林となり現在に至る。以上 3 件につき、農地への復帰は困難と考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議 長 続きまして、受付番号 6 番について、押ノ川地区担当の田村委員
お願いいたします。

○田村委員 【議案書をもとに 6 番朗読】
田村委員より発言。

○議 長 続きまして、受付番号 7 番について、二ノ宮地区担当の山本委員
お願いいたします。

○山本委員 【議案書をもとに 7 番朗読】
山本委員より発言。

○議 長 続きまして、受付番号 8 番について、大島地区担当の山口委員お願い
いたします。

○山口委員 【議案書をもとに 8 番朗読】
山口委員より発言。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問は
ございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
非農地証明 3 件につきましては、審議の結果問題ないということですので、
適当と認め証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとすることですので、非農地証明 3 件は、証明することに決しました。

○議 長 事務局より報告事項があります。

○事務局長 (県に送付した結果の報告について)
第 8 0 0 回宿毛市農業委員会総会で承認となり、県に意見を付して送付した、農地法第 4 条申請 (受付番号 2 号) について、県より許可の決定がありましたので報告いたします。

○事務局員 続きまして、事務局から 2 点報告いたします。
(農地パトロールの日程について)
農地パトロールの日程案についてです。
日程案としましては、昨年と同時期になりますが 8 月の総会開催時にあわせてということで、今年は 8 月 3 日 (金) に計画しております。委員の皆様にはご多忙のところ暑い中にはなりますが、日程調整のほどよろしくお願ひいたします。次回 7 月の総会にて農地パトロールの実施要領や班分けについてお知らせする予定です。

(次回総会の日程について)

2 点目は、次回総会の日程についてお知らせします。7 月 5 日 (木) 午後 1 時 30 分から行います。

現在、3 条申請 (贈与) 1 件、利用権設定は 3 件受付しております。申請書類受付の締切は来週木曜日、議案送付は月末 28 日木曜日の予定です。

事務局からは以上になります。

○議 長 事務局から説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 ほかに何かありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長　それでは、以上で今期定例会の議事はすべて終了いたしました。これで第801回宿毛市農業委員会総会を閉会します。

午後3時00分閉会

平成30年6月4日

会　長

農業委員

農業委員